

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 95):
出国前検査のフォーマット

令和 3 年 4 月 21 日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

日本に入国する際に必要となる出国前検査証明(陰性証明)は、日本政府指定のフォーマットを使用してください(これまでは、任意のフォーマットも可とされていましたが、混乱が生じたため、原則として所定のフォーマットの使用が求められることとなりました)。

【本文】

1 出国前検査(陰性証明書)

現在、NZ を含めて全ての国・地域からの日本への入国者に対し、出国前 72 時間以内に実施した COVID-19 に関する検査による「陰性」であることの検査証明の提出が求められます。本措置は、日本人・外国人を問わず対象となります。検査証明がなければ、日本人・外国人を問わず、検疫法に基づき上陸が認められません。また、検査証明不所持者は、航空機への搭乗を拒否されます。

(1)検査証明は、日本政府指定のフォーマットを使用してください。以下のサイトよりダウンロードが可能です。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

(2)NZ で出国前検査を受ける場合は、基本的には、かかりつけ医(GP)または新型コロナウイルス専用ダイヤル(0800 358 5453)にご相談いただくこととなります。その際、上記(1)のフォーマットを使用する必要があることをお伝えください。(NZ の検査結果は通常携帯電話にテキストで通知されるのみで、証明書は発給されません。証明書が必要な場合は、明示的にお伝えいただく必要があります。)

NZ における出国者用の検査については、以下のサイトもご参照ください。

<https://covid19.govt.nz/travel-and-the-border/leaving-new-zealand/#pre-departure-covid-19-test>

2 その他の準備

上記出国前検査以外にも、日本への入国には日本人・外国人を問わずアプリのインストールなどが必要となりますので、詳しくは以下のサイトをご覧ください。また、入国後14日間の自己隔離が必要となり、その間は公共交通機関(電車、バス、国内線航空機等)を利用することが出来ません。

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-corona-japan-entry.html

* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。緊急事態時には、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)